

基本政策専門調査会の設置等について

平成16年10月21日

総合科学技術会議

- 1 総合科学技術会議令第2条第1項に基づき、総合科学技術会議に基本政策専門調査会を設置する。

基本政策専門調査会は、科学技術創造立国を目指し、第3期科学技術基本計画の策定に資するため、国際社会及び国内における情勢をも踏まえて、科学技術に関する基本的な政策について調査・検討を行う。

- 2 総合科学技術会議令第1条第1項に基づき、総合科学技術会議に、科学技術に関する基本的な政策について調査・検討を行う専門委員をおくことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

基本政策専門調査会の進め方について

1 . 検討課題

政策の枠組み

基本理念、資源配分、重点分野、基礎研究 等

研究開発システム

大学改革、人材育成 等

産業競争力の強化

産学官連携、地域科学技術振興 等

社会とのかかわり

社会とのチャンネルの構築 等

2 . 調査・検討期間

専門調査会設置後、おおむね1年を目途として、科学技術に関する基本的な政策をとりまとめる。